

# 岐阜県公報

号外 (七) 平成二十一年 四月 一日

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一頁

### 訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(同) 五二頁

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

### 目次中

「第四節 削除」を「第四節 自動車取得税」に、

「第五節 自動車税(第八十三条 第八十七条の四)」を「第五節 自動車税」に、

「得税(第七十八条 第八十二条の十五) 引取税(第八十二条の十六 第八十二条の三十一)」に、

「第八十三条 第八十七条の四)」「第九十六条 第九十六条の十)」「第九十七条 第九十七条の十)」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

「第一条第二項中「第三章第二節」を「第四節の二」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に、「第二章第八節及び第三章第二節中ゴルフ場利用税又は軽油引取税」を「第二章第四節の二及び第八節中軽油引取税又はゴルフ場利用税」に改め、同条第三項中「第二章第五節(第八十五条、第八十五条の五、第八十五条の六及び第八十五条の八から第八十六条までを除く。 )及び第三章第一節」を「第二章第四節(第八十二条の二、第八十二条の三及び第八十二条の五から第八十二条の七までを除

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

平成二十一年四月一日

く。)及び第五節(第八十五条及び第八十六条を除く。)に改める。

第二条第一項第十五号中「第六百九十九条の三十二」を「第四百三十二条」に改める。

第十条の二中「第六十条の十」の下に、「第七十一条の二十四第二項」を加え、「第一百五十八条第二項」を削る。

第十二条第一項中「第三百三十七条の八第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第二十八条中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第五十六条の三を第五十六条の四とし、第五十六条の二を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一条を加える。

(法人の県民税に係る仮装経理法人税割額の還付請求書)

第五十六条の二 法第五十三条第四十三項に規定する法人の県民税に係る仮装経理法人税割額の還付の請求書は、第七十七号の二様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税に係る仮装経理事業税額の還付請求書)

第六十三条の二 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する法人の事業税に係る仮装経理事業税額の還付の請求書は、第七十七号の二様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 自動車取得税

(自動車取得税の申告書等)

第七十八条 条例第六十六条第一項に規定する自動車取得税の申告書及び同条第二項に規定する自動車の取得の報告書並びに条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税の修正申告書は、地方税法施行規則第十六号の九様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

(自動車取得税に係る更正の請求)

第七十九条 法第二十条の九の三の規定による自動車取得税に係る更正の請求をしようとする者は、第九十五号様式による請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

(証紙代金収納計器の設置等)

第八十条 条例第六十八条第三項に規定する証紙代金収納計器(以下「収納計器」とい

う。)の設置場所は、自動車税事務所、軽自動車検査協会岐阜事務所及び社団法人岐阜県自動車会議所(昭和二十六年十二月二十一日に社団法人岐阜県自動車会議所という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。)の飛騨事務所の三箇所とする。

2 収納計器は、社団法人岐阜県自動車会議所(以下「収納計器取扱者」という。)が取り扱うものとする。

3 収納計器取扱者は、収納計器の設置場所を明らかにするため「岐阜県自動車取得税・自動車税証紙代金収納計器取扱所」と表示した標札を掲げなければならない。

(証紙代金収納印の形式等)

第八十一条 条例第六十八条第三項に規定する収納計器の印影(以下「証紙代金収納印」という。)の形式は、第九十六号様式のとおりとする。

2 収納計器取扱者は、自動車取得税の納税義務者から第七十八条に規定する申告書及び自動車取得税に相当する証紙代金を受け取つた場合は、当該申告書の証紙代金収納印欄に証紙代金収納印を表示しなければならない。この場合において、自動車税の申告書及び自動車税に相当する証紙代金を同時に受け取つたときは、それぞれの税額の合計額を表示するものとする。

3 著しく汚染し、又はき損した証紙代金収納印の印影は、無効とする。

(始動票札の形式)

第八十二条 収納計器を始動させるために必要な票札(以下「始動票札」という。)の形式は、第九十七号様式のとおりとする。

(始動票札の買受け等)

第八十二条の二 収納計器取扱者は、始動票札を買い受けようとするときは、当該始動票札の額面金額その他の必要事項を記載した第九十八号様式による始動票札買受請求(受領)書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 収納計器取扱者に対しては、収納計器取扱手数料(以下この条において「手数料」という。)として次の各号に掲げる額の合計額に相当する金額を交付する。

一 次の表の上欄に掲げる額(収納計器により表示した金額から第八十二条の五第一項に規定する誤表示金額があるときは、当該誤表示金額を差し引いた後の金額。以下「有効表示金額」という。)(の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料率を乗じて得た額の合計額。この場合において、同表の上欄に掲げる額は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの累計額とする。

自動車取得税及び自動車税の収納計器による有効表示金額	手数料率
二十億円以下の額	百分の一・五
二十億円を超え三十億円以下の額	百分の一・〇
三十億円を超え五十億円以下の額	百分の〇・五
五十億円を超え七十億円以下の額	百分の〇・二
七十億円を超え百億円以下の額	百分の〇・一
百億円を超え百五十億円以下の額	百分の〇・〇・五
百五十億円を超える額	百分の〇・〇・二五

- 二 前号に規定する合計額に消費税法（昭和六十三年法律第八八号）第二十九条に規定する税率の範囲内で知事が定める率を乗じて得た額
- 3 収納計器取扱者は、手数料の交付を受けようとするときは、第九十九号様式による収納計器取扱手数料請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、始動票札の買受けに係る代金の納入及び手数料の交付その他必要な事項は、別に定める。  
（始動票札の返還等）  
第八十二条の三 始動票札は、返還して現金の還付を受け、又は交換することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。  
一 始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき。  
二 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。  
三 年度が終了した場合において、未使用（使用中を含む。）の始動票札があるとき。  
四 著しく汚染し、又はき損したため使用できなくなつたとき。  
五 その他自動車税事務所長がやむを得ないと認めるとき。
- 2 前項ただし書の規定により始動票札を返還し、又は交換するときは、第百号様式による始動票札返還（交換）申請書によつて自動車税事務所長に申請しなければならない。
- 3 収納計器取扱者は、使用済みとなつた始動票札を毎月取りまとめ第百一号様式による始動票札返納書によつて自動車税事務所長に返納しなければならない。
- 4 収納計器取扱者は、第百二号様式による始動票札受払簿に所定の事項を記載し、支払いの状況を明らかにしておかなければならない。

- （超過表示の禁止）  
第八十二条の四 収納計器取扱者は、始動票札に表示された金額を超えて収納計器を使用してはならない。  
（誤表示の取扱い）  
第八十二条の五 収納計器取扱者は、申告税額を超えて証紙代金収納印を表示したときは、当該収納印の上に第百二号の二様式による誤表示印を押し、第百一号の三様式による誤表示確認書に所定の事項を記載し、誤表示となつた申告書を添えて、直ちに、自動車税事務所長の確認を受けなければならない。
- 2 収納計器取扱者は、誤表示確認書を毎月取りまとめ、翌月第一回目の始動票札の買受けのときに、始動票札買受請求（受領）書に当該誤表示金額を記載したうえ、当該誤表示確認書を添付して自動車税事務所長に買受の請求をするものとする。
- 3 収納計器取扱者は、年度末において払戻しを受けていない誤表示金額があるとき、又は始動票札の返還事由が生じたときは、第百二号の四様式による始動票札買受代金還付請求書によつて自動車税事務所長に還付の請求をするものとする。  
（収納計器の使用状況の記録等）  
第八十二条の六 収納計器取扱者は、第百二号の五様式による収納計器使用記録簿を備え、毎日所定の事項を記載し、収納計器の使用状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿は、年度ごとに整理し、年度終了後五年間保存しなければならない。
- 3 収納計器取扱者は、第百二号の六様式による収納計器使用状況報告書によつて毎月分を翌月十日までに自動車税事務所長に報告しなければならない。  
（収納計器の取扱状況に関する調査）  
第八十二条の七 自動車税事務所長は、必要があると認めるときは、収納計器の使用状況を調査し、収納計器取扱者に対し必要な指示をすることができる。  
（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）  
第八十二条の八 条例第六十九条第一項の規定による自動車取得税の納税義務の免除の適用を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転した日から十五日以内に、第百二号の七様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。
- 2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納税義務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 条例第六十九条第六項に規定する自動車取得税の徴収猶予の申告書は、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに、第二百二号の七様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 条例第六十九条第六項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付の申請書は、同条第一項の規定の適用があることとなつた日から十五日以内に、第二百二号の七様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

5 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定したとき、又は法第二百二十五条第七項の規定により当該還付額を充当したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第八十二条の九 条例第七十条第二項に規定する自動車取得税額の還付又は納付義務の免除の申請書は、同項の適用があることとなつた日から十五日以内に第二百二号の八様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定したとき若しくは法第二百二十六条第二項の規定により準用する法第二百二十五条第七項の規定により当該還付額を充当したとき又は納付義務の免除の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(自動車取得税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限)

第八十二条の十 法第三百二十二条第一項若しくは第二項又は法第三百三十三条の規定により、自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を徴収する場合の当該加算金額の納期限は、当該加算金額に係る第十一条に規定する通知書を発した日から一月を経過した日とする。

(災害による自動車取得税の減免)

第八十二条の十一 条例第七十一条第一項の規定により、天災その他の災害によつて滅失又は損壊（修理不能のものに限る。以下この項及び次項において同じ。）した自動車に代わる自動車を当該災害のあつた日から三月以内に取得した者（次項の規定により当該滅失又は損壊した自動車の取得に係る自動車取得税を減免した者を除く。）については、当該滅失又は損壊した自動車の価額に自動車取得税の税率を乗じて得た額以下の額の自動車取得税を減免することができる。

2 条例第七十一条第一項の規定により、自動車を取得した者で当該自動車を取得後条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに

に天災その他の災害によつて滅失又は損壊したものについては、当該滅失又は損壊した自動車の取得に対して課する自動車取得税の全額を減免することができる。

3 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で前二項に規定するものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに、第二百二号の九様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、減免を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(公的医療機関の取得による自動車取得税の減免)

第八十二条の十二 条例第七十一条第一項の規定により、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関で次の各号に掲げるものについては、第一号に掲げるものが救急、採血又はへき地巡回診療のために使用する自動車の取得又は第二号から第四号までに掲げるものが開設する病院又は診療所において救急又はへき地巡回診療のために使用する自動車の取得に対して課する自動車取得税の全額を減免することができる。

一 日本赤十字社

二 社会福祉法人恩賜財団済生会

三 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会

2 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で前項各号に掲げるものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに、第二百二号の十様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

3 前条第四項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

(条例第七十一条第一項第四号八の規則で定めるもの)

第八十二条の十三 条例第七十一条第一項第四号八に規定する身体障害者等を介護する者で規則で定めるものは、身体障害者（条例第七十一条第一項第四号に規定する身体障害者をいう。次条第三項、第四項及び第六項並びに第八十七条の三第三項及び第四項を除き、以下同じ。）又は精神障害者（条例第七十一条第一項第四号に規定する精神障害者をいう。次条第三項、第四項及び第六項並びに第八十七条の三第三項及び第

四項を除き、以下同じ。)のみで構成される世帯の身体障害者又は精神障害者を継続して日常的に介護する者で、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長(福祉事務所を設けない町村にあつては、町村の長)、健康福祉部地域福祉国保課長又は保健所の長(以下「福祉事務所長等」という。)(の確認を受けたもの(次条及び第八十七条の三において「介護者」という。))とする。

(心身障害等による自動車取得税の減免)

第八十二条の十四 条例第七十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる自動車(当該者一人につき一台に限る。)の取得に対する自動車取得税の全部又は一部を減免することができる。

一 身体障害者 その者が専ら運転する自動車の取得又はその者と生計を一にする者が専ら当該身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の取得(二年齢十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者)その者又は当該身体障害者と生計を一にする他の者が専ら当該身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の取得

二 精神障害者 その者と生計を一にする者が専ら当該精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の取得

三 精神障害者又は生計を一にする者 その者又は当該精神障害者と生計を一にする他の者が専ら当該精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の取得

四 身体障害者又は精神障害者(第三項及び第六項並びに第八十七条の三第三項を除き、以下「身体障害者等」という。)(のみで構成される世帯の身体障害者等)その者が所有し、かつ、介護者が運転する自動車の取得

五 前項の規定により減免できる自動車取得税の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

一 税額  
二 二百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額を加算した額に自動車取得税の税率を乗じて得た額

三 条例第七十一条第一項の規定により、構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車を取得した者については、次の各号のいずれかに該当する自動

車(特定の身体障害者又は精神障害者のために利用されるものにあつては、当該特定の身体障害者又は精神障害者一人につき一台に限る。)に対する自動車取得税の全額を減免することができる。

一 車いすの昇降装置若しくは固定装置を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

二 浴槽を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

三 前三項の規定による減免については、自動車がその利用に供される身体障害者又は精神障害者一人につき一台を対象とする。

四 第一項及び第二項の規定により一人の身体障害者等による自動車の取得に係る自動車取得税を減免した場合においては、当該自動車を所有している場合にあつては、当該自動車を所有しなくなった場合にあつては当該自動車の取得の日から一年間(当該自動車が新規登録に係るもので当該登録と同時に減免を受けた場合にあつては二年間)は、次の各号に掲げる場合を除き、当該身体障害者等による新たな自動車の取得に係る自動車取得税を減免することができない。

一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第十五条第一項の規定による永久抹消登録又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得

二 天災その他の災害により滅失又は使用不能となつた自動車に代わる自動車の取得

三 前二号との均衡上減免の必要があると認める自動車の取得

六 条例第七十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる者については、当該自動車の取得価格のうち身体障害者又は精神障害者の利用に供するための構造変更又は身体障害者又は精神障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免することができる。

一 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に供するための自動車で、身体障害者又は精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるものを取得した者 当該自動車の取得

二 専ら身体障害者又は精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(営業用のものに限る。)を取得した者 当該自動車の取得

七 条例第七十一条第一項第四号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で

定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（以下この号において「被交付者」という。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、被交付者が自ら運転する場合には同表の中欄に、被交付者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の被交付者の介護者が運転する場合には同表の下欄にそれぞれ掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害区分	自ら運転する場合における被交付者の障害の級別	生計を一にする者又は介護する者が運転する場合における被交付者の障害の級別
視覚障害	一級、二級、三級、四級	一級、二級、三級、四級
聴覚障害	二級、三級	二級、三級
平衡機能障害	三級	三級
音声機能障害	三級（こつこつ摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	一級、二級、三級	一級、二級
下肢不自由	一級、二級、三級、四級、五級、六級	一級、二級、三級
体幹不自由	一級、二級、三級、五級	一級、二級、三級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	一級、二級、三級	一級、二級
移動機能	一級、二級、三級、四級、五級、六級	一級、二級、三級
心臓機能障害	一級、三級	一級、三級
じん臓機能障害	一級、三級	一級、三級
呼吸器機能障害	一級、三級	一級、三級

ぼつこつ又は直腸の機能障害	一級、三級	一級、三級
小腸の機能障害	一級、三級	一級、三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級、二級、三級	一級、二級、三級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定による戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（以下この号において「戦傷病者」という。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、戦傷病者が自ら運転する場合には同表の中欄に、戦傷病者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者を介護する者が運転する場合には同表の下欄にそれぞれ掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害又は傷害の程度に該当する障害を有するもの

傷害の区分	自ら運転する場合における戦傷病者の重度障害又は傷害の程度	生計を一にする者又は介護する者が運転する場合における戦傷病者の重度障害又は傷害の程度
視覚障害	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症
聴覚障害	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症
平衡機能障害	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症
音声機能障害	特別項症、一項症、二項症（こつこつ摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症
下肢不自由	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症、五項症、六項症、一款症、二款症	特別項症、一項症、二項症、三項症、四項症

体幹不自由	三款症 特別項症、一項症、二項症 三項症、四項症、五項症、 六項症、一款症、二款症、 三款症	特別項症、一項症、二項症、 三項症、四項症
心臓機能障害	特別項症、一項症、二項症、 三項症	特別項症、一項症、二項症、 三項症
じん臓機能障害	特別項症、一項症、二項症、 三項症	特別項症、一項症、二項症、 三項症
呼吸器機能障害	特別項症、一項症、二項症、 三項症	特別項症、一項症、二項症、 三項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症、一項症、二項症、 三項症	特別項症、一項症、二項症、 三項症
小腸の機能障害	特別項症、一項症、二項症、 三項症	特別項症、一項症、二項症、 三項症

8 条例第七十一条第一項第四号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条の規定による精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第三項の自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有するもの

9 条例第七十一条第二項の規定により、自動車取得税の減免の申請をしようとする者で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日から三十日を経過する日までに、自動車税事務所長に提出しなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者が第一号に掲げる者であり、かつ、運転する者が身体障害者等と生計を一にする者であるときは市町村長が発行する当該自動車に係る当

該事実を証明する書類を、当該申請をしようとする者が第一号に掲げる者で、かつ、身体障害者等の介護者であるときは福祉事務所長等が発行する当該自動車に係る当該事実を証明する書類を、第二号に掲げる者であるときは当該自動車に係る当該事実を証明する書類を添付しなければならない。

一 第一項に掲げる者 第百二号の十一様式

二 第三項に規定する者 第百二号の十二様式

三 第六項に掲げる者 第百二号の十三様式

10 条例第七十一条第四項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けないで戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等とする。

11 第八十二条の十一第四項の規定は、第九項の申請書を受理した場合について準用する。

（公益等による自動車取得税の減免）

第八十二条の十五 条例第七十一条第一項の規定により、消防自動車又は国若しくは地方公共団体に無償で貸し付け、公用若しくは公共の用に供する自動車を取得した者及び救護資材の運搬の用に供する自動車を取得した日本赤十字社については、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税の全額を減免することができる。

2 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で前項に規定するものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに、第百二号の十四様式による申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、当該申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

3 第八十二条の十一第四項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 軽油引取税

（仮特約業者の指定等の通知）  
第八十二条の十六 県税事務所長は、法第百四十四条の八第一項の規定による軽油引取税の仮特約業者の指定の申請があつた場合において、仮特約業者の指定をしたとき、又は仮特約業者の指定を認めないときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 県税事務所長は、法第百四十四条の八第三項の規定による軽油引取税の仮特約業者

の指定の取消しをしたときは、その旨を当該指定を受けた者に通知しなければならない。

(特約業者の指定等の通知)

第八十二条の十七 県税事務所長は、法第四百四十四条の九第一項の規定による軽油引取税の特約業者の指定の申請があつた場合において、特約業者の指定をしたとき、又は特約業者の指定を認めないときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 県税事務所長は、法第四百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定による軽油引取税の特約業者の指定の取消しをしたときは、その旨を当該指定を受けた者に通知しなければならない。

(軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量の承認申請)

第八十二条の十八 条例第七十一条の十第四項の規定により条例第七十一条の五第二号に掲げる引取りに係る軽油の数量について承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、第百二号の十五様式による申請書を条例第七十一条の十第二項に規定する納入申告書に添付して、これを県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の保全担保)

第八十二条の十九 第二十五条の規定は、法第四百四十四条の二十の規定による保全担保について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第十六条の三第一項」とあるのは、「法第四百四十四条の二十第一項」と、同条第三項中「法第十六条の三第三項」とあるのは、「法第四百四十四条の二十第二項」と、同条第四項中「法第十六条の五第三項」とあるのは、「法第四百四十四条の二十第二項」と、「同条第一項」とあるのは「法第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第八十二条の二十 条例第七十一条の十一第一項、又は第四項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録又は登録の変更の申請は、第百二号の十六様式による申請書によつて県税事務所長にしなければならない。

2 条例第七十一条の十一第五項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消除の申請は、第百二号の十七様式による申請書によつて県税事務所長にしなければならない。

3 条例第七十一条の十三の規定による登録の証拠の再交付の申請は、第百二号の十八様式による申請書によつて県税事務所長にしなければならない。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納の命令)

第八十二条の二十一 県税事務所長は、条例第七十一条の十四第四項の規定により軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合においては、第百二号の十九様式による返納命令書によつて、その発した日から十日以内において返納期限を定めて行わなければならない。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納)

第八十二条の二十二 免税軽油使用者は、条例第七十一条の十四第五項後段の規定により軽油引取税に係る免税軽油使用者証を返納する場合には、第百二号の二十様式による返納申告書に当該免税軽油使用者証を添えて県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第七十一条の十五第九項の規定により軽油引取税に係る免税証を返納する場合について準用する。

(免税軽油使用者の帳簿の記載等)

第八十二条の二十三 免税軽油使用者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を当該行為があつた日ごとに記載しなければならない。

一 交付を受けた免税証の種類及び番号

二 免税軽油の引取りのために使用した免税証の種類及び番号並びに引取数量及び引

取先の氏名又は名称

三 返納した免税証の種類及び番号

四 免税機械ごとの稼働時間、生産量等及び給油量、給油量の合計並びに在庫量

(軽油引取税の徴収猶予)

第八十二条の二十四 条例第七十一条の十八第二項に規定する軽油引取税に係る徴収猶予の申請書は、第百二号の二十一様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 第二十三条の規定は、条例第七十一条の十八第一項後段の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三条第三項中「法第十六条第三項」とあるのは、「法第四百四十四条の二十九第二項において準用する法第十六条第三項」と、同条第四項中「法第十六条の五第一項」とあるのは、「法第四百四十四条の二十九第二項において準用する法第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

(軽油引取税の徴収不能額の還付等)

第八十二条の二十五 条例第七十一条の十九第二項に規定する軽油引取税の徴収不能額等に相当する額の還付又は納入義務の免除の申請書は、地方税法施行規則第十六号の



十四様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油の返還があつた旨の申告書等)

第八十二条の二十六 条例第七十一条の二十第一項又は第二項に規定する軽油の返還があつた旨の申告書又は軽油の返還に基づく軽油引取税の還付の申請書は、第百二号の二十二様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理した場合において、軽油の引取りがなかつたものとみなす数量を決定したとき、又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を決定したときは、その旨を当該申告者又は申請者に通知しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことに伴う軽油引取税の納入の免除申請書等)

第八十二条の二十七 条例第七十一条の二十一に規定する免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことに伴う軽油引取税に係る納入の免除又は還付の申請書は、第百二号の二十三様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書を受理し、軽油引取税の納入の免除又は還付を決定した場合について準用する。

(軽油の免税用途使用の承認申請書等)

第八十二条の二十八 条例第七十一条の二十二第一項に規定する免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことに伴う承認の申請書は、第百二号の二十四様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、これを承認したときは、当該申請書の副本にその旨を記載して当該申請者に交付しなければならない。

(軽油引取税に係る更正の請求)

第八十二条の二十九 法第二十條の九の三の規定による軽油引取税に係る更正の請求をしよつとする者は、第百二号の二十五様式による請求書を県税事務所長に提出しなければならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証の用紙の交付申請等)

第八十二条の三十 法第四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けよつとする者は、第百二号の二十六様式により県税事務所長に申請しなければならない。

2 前項の用紙の交付を受けた者は、地方税法施行規則第八条の四十三第五項の規定に

より自動車用炭化水素油譲渡証用紙を返納する場合には、第百二号の二十七様式により当該用紙を県税事務所長に返納しなければならない。

(軽油引取税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限)

第八十二条の三十一 法第四十四条の四十七第一項若しくは第二項又は法第四十四条の四十八の規定により軽油引取税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を徴収する場合における当該加算金額の納期限は、当該加算金額に係る第十一条に規定する通知書を発した日から十五日を経過した日とする。

第八十五条の二を次のように改める。

(自動車税に係る証紙代金収納印の表示等)

第八十五条の二 自動車税に係る証紙代金収納印の表示その他収納計器の取扱いに関しては、第八十条から第八十二条の七までの規定を準用する。この場合において、第八十条第一項及び第八十一条第一項中「条例第六十八条第三項」とあるのは「条例第七十九条第三項」と、第八十一条第二項中「自動車取得税」とあるのは「自動車税」と、「第七十八条」とあるのは「第八十四条第一項」と、「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と読み替えるものとする。

第八十五条の三から第八十五条の十までを削る。

第八十七条第二項第一号中「第百六号様式」を「第百二号の九様式」に改める。

第八十七条の二第一項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削り、同項第三号中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同条第二項中「第百六号の三様式」を「第百二号の十様式」に改める。

第八十七条の三第一項第一号中「条例第八十五条の二第一項第三号に規定する身体障害者をいう。第三項、第四項並びに第九十六条の九第三項、第四項及び第六項を除き、以下同じ。」を削り、「一にする者」の下に「若しくは当該身体障害者の介護者」を加え、同項第三号中「条例第八十五条の二第一項第三号に規定する精神障害者をいう。第三項、第四項並びに第九十六条の九第三項、第四項及び第六項を除き、以下同じ。」を削り、「一にする者」の下に「若しくは当該精神障害者の介護者」を加え、同項第五号を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項第一号中「第百六号の四様式」を「第百二号の十一様式」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第八十七条の四第二項第一号中「第百六号の七様式」を「第百二号の十四様式」に改

める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第九十六条から第百四条まで 削除

様式目次中 第二十三号様式 納付(納入) 通知書

第十四条、第  
 二十三条第四  
 項、第二十五  
 条第四項、第  
 五十六条の二  
 第二項、第五  
 十六条の第三  
 二項、第六十  
 四条第四項、  
 第六十四条の  
 二第二項、第  
 六十四条の三  
 第二項、第八  
 十条の二第三  
 項、第九十七  
 条の三及び第  
 九十九条第二  
 項

を

第二十三号様式 納付(納入) 通知書

第十四条、第  
 二十三条第四  
 項、第二十五  
 条第四項、第  
 五十六条の三  
 第二項、第五  
 十六条の第四  
 二項、第六十  
 四条第四項、  
 第六十四条の  
 二第二項、第  
 六十四条の三  
 第二項、第八  
 十二条の十九  
 及び第八十二  
 条の二十四第  
 二項

に、

第三十二号

第三十一号

様式

担保(保全担保)  
供(変更)命令書  
(増担保)  
提

第二十三條第  
一項及び第三  
項、第二十五  
條第一項及び  
第三項、第二  
十六條第二  
項、第五十六  
條の二第二  
項、第五十六  
條の三第二

第三十一号様式

担保(供(変)

第三十三号

様式 担保(保全担保)提供書

項、第六十四  
條第四項、第  
六十四條の二  
第二項、第六  
十四條の三第  
二項、第九十  
七條の三並び  
に第九十九條  
第二項  
第二十三條第  
二項及び第三  
項、第二十五  
條第二項及び  
第三項、第二  
十六條第二  
項、第五十六  
條の二第二  
項、第五十六  
條の三第二  
項、第六十四  
條第四項、第  
六十四條の二  
第二項、第六  
十四條の三第  
二項、第七十  
七條の四第二  
項、第九十七  
條の三並びに  
第九十九條第  
二項  
第二十三條第

を第三十一号様式 担保(

様式 納税保証書

二項、第二十  
五条第二項、  
第二十六条第  
二項、第五十  
六条の二第二  
項、第五十六  
条の三第二  
項、第六十四  
条第四項、第  
六十四条の二  
第二項、第六  
十四条の第三  
二項、第七十  
七条の四第二  
項、第九十七  
条の三並びに  
第九十九条第  
二項

第三十三号様式 納税保

更(命令書  
保全担保)  
(増担保) 提

第二十三条第  
一項及び第三  
項、第二十五  
条第一項及び  
第三項、第二  
十六条第二  
項、第五十六  
条の三第二  
項、第五十六  
条の四第二  
項、第六十四  
条第四項、第

保全担保) 提供書

六十四条の二  
第二項、第六  
十四条の第三  
二項、第八十  
二条の十九並  
びに第八十二  
条の二十四第  
二項  
第二十三条第  
二項及び第三  
項、第二十五  
条第一項及び  
第三項、第二  
十六条第二  
項、第五十六  
条の三第二  
項、第五十六  
条の四第二  
項、第六十四  
条第四項、第  
六十四条の二  
第二項、第六  
十四条の第三  
二項、第七十  
七条の四第二  
項、第八十二  
条の十九並び  
に第八十二条  
の二十四第二  
項  
第二十三条第

に、  
第三十六号様式

送金案内書(自動車  
車取得税の過誤納金

証書

二項、第二十五  
 条第二項、  
 第二十六條第  
 二項、第五十  
 六條の三第二  
 項、第五十六  
 條の四第二  
 項、第六十四  
 條第四項、第  
 六十四條の二  
 第二項、第六  
 十四條の三第  
 二項、第七十  
 七條の四第二  
 項、第八十二  
 條の十九並び  
 に第八十二條  
 の二十四第二  
 項

税又は自動  
 の還付) 第二十八條 を「第三十六号様式  
 送金案内書(自動車取得税又は  
 自動車税の過誤納金の還付) 第

二十八條 に、 第七十七号様式 法人の県民税及び事業税の中間  
 納付額還付請求書 第五十六條第  
 一項並びに第  
 六十三條第一  
 項及び第三項

第七十七号様式 法人の県民税及び事業税の中間  
 納付額還付請求書 第五十六條第  
 一項並びに第  
 六十三條第一  
 項及び第三項  
 「第九十五  
 式まで

第七十七号の二  
 様式 仮装経理法人税割額及び事業税  
 第五十六條の  
 二及び第六十

額の還付請求書

三條の二

「第九十五号様式  
自動車  
書

第九十六号様式  
証紙代

第九十七号様式  
始動票

第九十八号様式  
始動票

第九十九号様式  
収納計

第百号様式  
始動票

第百一号様式  
始動票

第百二号様式  
始動票

第百二号の二様  
誤表示

号様式  
二号様  
削除

を

式 第百二号の十様 車取得 公的医	式 第百二号の九様 車税減 災害に	式 第百二号の八様 税還付 自動車	式 第百二号の七様 義務免 税の徴 譲渡担	式 第百二号の六様 収納計	式 第百二号の五様 収納計	式 第百二号の四様 始動票	式 第百二号の三様 誤表示	式
----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---

第百二号の二十 様式 一様式 軽油の (軽油)	第百二号の二十 様式 者証・ 軽油引	第百二号の十九 様式 者証・ 軽油引	第百二号の十八 様式 証票再 軽油引	第百二号の十七 様式 削除申 軽油引	第百二号の十六 様式 (変更) 軽油引	第百二号の十五 様式 軽油引	第百二号の十四 様式 公益等 自動車税	第百二号の十三 様式 請書 構造上 自動車に	第百二号の十二 様式 書 自動車取 ら供す 構造上	第百二号の十一 様式 税・自 身体障
-------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------	------------------------------	------------------------------------	--	-----------------------------

<p>取得税に係る更正の請求 第七十九条</p> <p>二様式 第百一号の二十 三様式 第百二号の二十 四様式 第百二号の二十 五様式 第百二号の二十 六様式 第百二号の二十 七様式</p> <p>税還付 軽油を 伴う軽 付)申 軽油を 伴う軽 自動車 紙交付 自動車 紙返納</p>	<p>札返納書 二 第八十二条の 三第三項及び 第八十五条の 二</p> <p>札受払簿 第八十二条の 三第四項及び 第八十五条の 二</p> <p>印 第八十二条の 二 第八十二條の 五第一項及び 第八十五條の 二</p> <p>確認書 第八十二條の 二 第八十二條の 五第一項及び 第八十五條の 二</p> <p>札買受代金還付請求書 第八十二條の 二 第八十二條の 六第一項及び 第八十五條の 二</p> <p>器使用記録簿 第八十二條の 二 第八十二條の 六第三項及び 第八十五條の 二</p> <p>器使用状況報告書 第八十二條の 二 第八十二條の 六第三項及び 第八十五條の 二</p> <p>保財産に係る自動車取得 第八十二條の 二 第八十二條の 八第一項、第 百四十四号の七様式 始動票札返納書</p>
<p>金収納印 第八十一条第 一項及び第八 十五條の二</p> <p>札 第八十二條及 び第八十五條 の二</p> <p>札買受請求(受領)書 第八十二條の 二 第一項及び 第八十五條の 二</p> <p>器取扱手数料請求書 第八十二條の 二 第三項及び 第八十五條の 二</p> <p>札返還(交換)申請書 第八十二條の 三第二項及び 第八十五條の 二</p>	<p>「第百四号様式及 び第百四号の二 様式 削除</p> <p>第百四号の三様 式 証紙代金収納印</p> <p>第百四号の四様 式 始動票札</p> <p>第百四号の五様 式 始動票札買受請求(</p> <p>第百四号の五の 二様式 収納計器取扱手数料</p> <p>第百四号の六様 式 始動票札返還(交換</p>





受領書

請求書

申請書

第八十五条の四及び第九十六條の三  
 第八十五条の五第一項及び第九十六條の三  
 第八十五条の五第三項及び第九十六條の三  
 第八十五条の六第二項及び第九十六條の三  
 第八十五条の六第三項及び第九十六條の三  
 第八十五条の六第四項及び第九十六條の三  
 第八十五条の八第一項及び第九十六條の三  
 第八十五条の八第一項及び第九十六條の三

を「第百四号様式」削除

付請求書

告書

第八十五条の八第三項及び第九十六條の三  
 第八十五条の九第一項及び第九十六條の三  
 第八十五条の九第三項及び第九十六條の三

「に、第百六号様式」

災害による自動車税・自動車取得税減免申請書  
 第八十七条第二項及び第九十六條の七第三項

を「第百六号様式」削除

「に、

式 第百六号  
 式 第百六号  
 式 第百六号  
 式 第百六号



第百四十二号様 自動車用炭化水素油  
 式 紙交付申請書  
 第百四十三号様 自動車用炭化水素油  
 式 紙返納書

更正の請求 第九十六条の二

自動車取得  
 告書（納税  
 請書） 第九十六条の  
 四第一項、第  
 三項及び第四  
 項

自動車取得  
 除）申請書 第九十六条の  
 のための自  
 得税減免申  
 九第七項

承認申請書 第九十七条の  
 二の二

義務者登録 第九十七条の  
 四第一項

義務者登録 第九十七条の  
 四第二項

「第百二十三号様  
 を 式から第百四十  
 三号様式まで 削除

義務者登録 第九十七条の  
 四第三項

税軽油使用 第九十七条の  
 五

令書

税軽油使用 第九十八条  
 告書

申請書 第九十九条第  
 一項

旨の申告書  
 軽油引取 第一百条第一項

したことに  
 入免除（選 第一百一条第一  
 項

したことに 第一百二条第一  
 承認申請書 項

正の請求書 第一百二条の一  
 譲渡証等用 項

譲渡証等用 第一百三条第一  
 項  
 譲渡証等用 第一百三条第一  
 項

に改める。

「  
 第二十三号様式及び第三十一号様式から第三十三号様式までの様式を「第56条の2、  
 第56条の3」を「第56条の3、第56条の4」に、「第97条の3、第99条」を「第82条の1  
 9、第82条の24」に改める。」

「1 印の欄は記載しないこと。」を  
 第百十七号様式備考中「 印の欄は記載しないこと。」を 2 第15号様式備考は、  
 いこと。  
 この様式について準用する。」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第77号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第56条の2、第63条の2関係)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長 様	所 在 地 名 称 代表者住所・居所 代 表 者 氏 名 この請求書について応答する係氏名	処 理 事 項 課 税 番 号 電 話 番 号	④
仮装経理法人税割額及び事業税額の還付請求書			
次の事実が生じたので、地方税法第53条第42項及び第72条24の10第4項の規定により、法人県民税・事業税の仮装経理に基づく過大申告に係る更正額について還付の請求をします。			
生じた事実	会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があった。 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった。 地方税法施行令第9条の8の6及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。 第1号該当                      第2号該当		
上記の事実が生じた日		年 月 日	
還 付 請 求 額		円	
還 付 請 求 額	事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで	
	税 目	県 民 税	事 業 税
	仮装経理に基づく過大申告に係る更正額	円	円
	のうち既に還付若しくは充当又は控除をされた額		
	還付されるべき金額		
	のうち未納金額		
還付請求額			
還 付 を 受 け る 場 合 の 振 込 先 等	金 融 機 関 名		
	金 融 機 関 所 在 地		
	口 座 番 号	当 座	普 通
摘 要			

- 備考 1 この申請書は正副2通を提出することとし、正本には還付請求に係る事実を証明する書類を添付すること。  
 2 「生じた事実」欄は、該当する に√を付すこと。  
 3 印の欄は記載しないこと。  
 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第95号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第79条関係)

受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長様		住 所 ( 所 在 地 )		処 理 事 項	
		氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕		⑩	
		この請求書について応答 する係氏名		電話番号	
自動車取得税に係る更正の請求書					
対象となる自動車	登録番号		登録年月日 年 月 日		
	車名	年式	車台番号		
	主たる定置場				
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額		
更 正 前	円		円		
更 正 後					
地方税法第20条の9の3の 規定による更正の請求をする理由					
申告し、又は更正 ( 決定 ) する通知を受けた年月日		年 月 日			

第九十五号様式から第百二号様式までを次のように改める。

- 備考 1 この請求書は、正副2通を提出することとし、正本には更正の請求をする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。

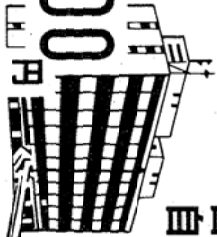
第96号様式 (用紙 縦33ミリメートル 横70ミリメートル) (第81条、第85条の2関係)

自動車取得税

99.10.-1

000,000 円

岐阜県証券代金支払票 岐121



- 備考
- 1 「99.10. 1」は、年、月及び日を示す。
  - 2 「,000,000円」は、金額を示す。
  - 3 「岐121」は、収納計器番号を示す。
  - 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第97号様式 (用紙日本工業規格A6) (第82条、85条の2関係)

計器番号 岐 \_\_\_\_\_

交付年月日 \_\_\_\_\_

岐 阜 県 始 動 票 札

交付番号 \_\_\_\_\_ 自 \_\_\_\_\_

500万円

使用累計額 \_\_\_\_\_ 至 \_\_\_\_\_

始動コード

--	--	--	--	--	--

自動車事務印

自 動 車 取 得 者 印

備考 「500万円」は、始動票札の額面金額を示し、当該金額は100万円、200万円及び500万円の3種類とする。

第98号様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の2、85条の2関係)

				整理番号	
年 月 日	収 取 納 計 器 者	住 所 (所在地)			
自動車税事務所長様		氏 名 (名 称)	印		
始動票札買受請求 (受領) 書					
次のとおり始動票札を買い受けたいから請求します。					
計器番号	枚 数	始動票札番号	計器番号	枚 数	始動票札番号
	枚	~		枚	~
	枚	~		枚	~
	枚	~		枚	~
	枚	~		枚	~
始 買 動 受 票 代 札 金	額 面 金 額	枚 数	金 額		
	円	枚	円		
	円	枚	円		
	円	枚	円		
	計	枚	円		
前月中の誤表示金額			円		
差 引 金 額 ( )			円		
<p>上記のとおり受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">           収納計器取扱者            住所 (所在地)            氏名 (名 称)         </p> <p style="text-align: right;">印</p>					

第99号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の 2、85条の 2 関係)

年 月 日 自動車税事務所長様		収 取 納 計 器 者	住 所 (所在地)				
			氏 名 (名 称)		⑩		
収納計器取扱手数料請求書 年 月分から 年 月分までの収納計器取扱手数料を次のとおり請求します。							
有金 効 表 示 額	収 納 計 器 番 号						計
	前 回 ま だ の 累 計						円
	今 回 分						円
	今 回 ま だ の 累 計						ア 円
収 納 計 器 取 扱 手 数 料	区 分		有 効 表 示 金 額 累 計 A	取 扱 手 数 料			
				手 数 料 率 B	A × B C	C × 3 % D	計 C + D
	有効表示金額累計が 20億円以下		円	$\frac{1.5}{100}$	円	円	円
	有効表示金額累計が 20億円超30億円以下			$\frac{1.0}{100}$			
	有効表示金額累計が 30億円超50億円以下			$\frac{0.5}{100}$			
	有効表示金額累計が 50億円超70億円以下			$\frac{0.2}{100}$			
	有効表示金額累計が 70億円超100億円以下			$\frac{0.1}{100}$			
	有効表示金額累計が 100億円超150億円以下			$\frac{0.05}{100}$			
	有効表示金額累計が 150億円を超える額			$\frac{0.025}{100}$			
	計		ア 円		円	円	イ 円
区 分		取 扱 手 数 料					
今回までの累計		円 イ					
前回までの累計		円					
請 求 額		円					



第100号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の3、85条の2関係)

年 月 日 自動車税事務所長様		収 取 納 計 器 者	住 所 (所在地)			
			氏 名 (名 称)	①		
始動票札返還 (交 換) 申請書						
次の始動票札を返還 (交換) したいので、申請します。						
1 返還 (交換) しようとする始動票札						
計器番号	枚 数	始動票札番号	合計金額	既表示金額	差引返還額	
	枚		円	円	円	
~~~~~						
計						
2 返還 (交換) の理由						

第101号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の3、85条の2関係)

年 月 日 自動車税事務所長様		収 取 納 計 器 者	住 所 (所在地)			
			氏 名 (名 称)	①		
始 動 票 札 返 納 書						
次のとおり使用済みの始動票札を返納します。						
計器番号	前回まで返納		今 回 返 納		返 納 累 計	
	枚 数	始動票札番号	枚 数	始動票札番号	枚 数	始動票札番号
	枚	~	枚	~	枚	~
~~~~~						
計		~		~		~
摘 要						



第102号の3様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の5、85条の2関係)

誤 表 示 確 認 書

( 年 月分)

計器番号

日 付	誤表示に係る自動車 登録番号 (軽自動車車両番号)	誤表示金額 円	備 考	確認印

第102号の4様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の5、85条の2関係)

年 月 日 自動車税事務所長様	收取 納 計 器 者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	㊞
始動票札買受代金還付請求書 次のとおり始動票札買受代金の還付を請求します。			
誤 表 示 金 額			円
返 還 金 額			円
計			円
備 考			

## 第102号の5様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の6、85条の2関係)

## 収 納 計 器 使 用 記 録 簿

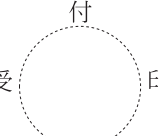
計器番号 \_\_\_\_\_

年 月 日	始動票札 番 号	計器表示累計		当 日 表 示 分					
				計器表示分		誤表示分		有効表示分	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
		件	円	件	円	件	円	件	円

## 第102号の6様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の6、85条の2関係)

年 月 日	収 取 納 計 器	住 所 (所在地)			
自動車税事務所長様		氏 名 (名 称)	㊞		
<b>収納計器使用状況報告書</b> 年 月 日から 年 月 日までの証紙代金収納計器の使用状況を報告します。					
計器番号	計 器 表 示 金 額			の うち 誤表示金額	月 日から 月 日まで の有効表示金額
	月 日 までの累計	月 日 までの累計	差 引		
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
摘 要					

第102号の7様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の8関係)

受  印 年 月 日 自動車税事務所長様		住 所 (所在地)		処 理 事 項		
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		電話番号		
この申告書 (申請書) に ついて応答する係氏名						
譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予該当 申告書 (納税義務免除 (還付) 申請書)						
岐阜県 税 条 例 第 六 十 九 条	自 動 車	登録番号		登録年月日 年 月 日		
		車名	年式	車台番号		
		主たる定置場				
	譲 渡 担 保	設 定 者	住 所 (所在地)		設定年月日 年 月 日	
			氏 名 (名 称)			
		担 保 者	住 所 (所在地)		移 転 (予定) 年月日 年 月 日	
氏 名 (名 称)						
徴収猶予 納税義務 免 除 還 付		を受けようとする金額		円	納付年月日 年 月 日	
還付を受ける場合 の振込先等		金融機関名		当 座	普 通	
		口座番号				
摘 要						

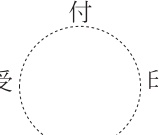
- 備考 1 この申告書は、正副2通を提出することとし、正本には納税義務免除を必要とする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の8様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の9関係)

受 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">○</span> 付 印		処理事項		
年 月 日  自動車税事務所長様	住 所 ( 所 在 地 )  氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]	⑩  この申請書について応 答する係氏名		
		電話番号		
自動車の返還による自動車取得税還付 (納付義務 免除) 申請書				
岐阜県税条例第七十条第一項に該当する。	自動 車	登録番号		当初の登録年月日
		車名	年式	年 月 日
		主たる定置場		
	返 還 を 受 け た 者	住 所 (所在地)		返還年月日
		氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]		
	納 付 し た 自 動 車 取 得 税	納 付 年 月 日		年 月 日
		課 税 年 度		
		税 額		円
		延 滞 金		円
	還付 (納付義務の免除) を受けた 金額		円	

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、還付 (納付義務の免除) を必要とする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の 9 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の11、第87条関係)

受  印 年 月 日 自動車税事務所長様 (県税事務所長)		住 所 (所 在 地)		処 理 事 項	
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		電話番号	
		この申請書について応 答する係氏名			
自動車取得税、減免申請書 災害による自動車税					
区 分		代替取得した自動車		損害を受けた自動車	
登 録 番 号					
自 動 車 の 種 類 ・ 車 名					
自 動 車 の 年 式					
登 録 ( 取 得 ) 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
抹 消 登 録 年 月 日		/		年 月 日	
自 動 車 の 価 額		円		円	
損 害 を 受 け た 額		/			
保 険 金 ・ 損 害 賠 償 金 等		/			
被 災 年 月 日		/		年 月 日	
減 免 申 請 内 訳	自 動 車 取 得 税	課 税 年 度			
		税 額 × $\frac{\quad}{100}$	円		
		減免申請額 × $\frac{\quad}{100}$	円		
	自 動 車 税	課 税 年 度			
		税 額	円		
		減 免 申 請 額	円		

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 岐阜県税条例施行規則第82条の11第3項の申請の場合には、「被災年月日」欄の余白に当該自動車の「車台番号」及び「主たる定置場」を記載すること。
- 3 印の欄は、記載しないこと。

第102号の10様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の12、第87条の2 関係)

受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長様 (県税事務所長)		所在地		処理事項		
		名称及び代表者氏名 <span style="float:right">印</span>				
		この申請書について応答する係氏名		電話番号		
公的医療機関の所有による自動車取得税、自動車税減免申請書						
自動車	登録番号		登録年月日 年 月 日			
	車名	年式	車台番号			
	主たる定置場		〔病院〕 〔診療所〕			
	用途					
減免申請内訳	課税年度					
	自動車取得税		円			
	自動車税		円			

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。

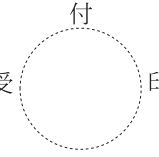


第102号の11様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の14、第87条の3 関係)

付 受 印 年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長)		住所 〒 -		処理事項					
		フリガナ							
		氏名		Ⓜ					
		電話番号 ( )							
身体障害者等に係る 年度自動車取得税 減免申請書 自 動 車 税									
申請理由	本人運転		生計同一者運転 (18歳以上)		生計同一者運転 (18歳未満)	常時介護者運転			
	申請者との関係	本人 親 子 その他 ( )				障 害 名			
住所	申請者と同じ (省略)								
フリガナ氏名	( 年 月 日生)								
身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 及び自立支援医療受給者証	手帳番号								
	交付年月日	年 月 日							
障害者の関係	本人 親 子 その他 ( )				本人運転以外の場合の使用目的 通学 通院 通所 生業 施設名				
住所	申請者と同じ (省略)								
氏名	申請者と同じ (省略) ( 年 月 日生)								
免許証番号			有効期限	. .		使用頻度 / 週・月			
免許証の種類	普通 中型 大型 普二 中二 大二								
免許の条件	眼鏡等 AT車に限る その他 ( )								
規則第82条の14第4項又は第87条の3第4項の該当の有無									
減免事由		登録 (取得) 年月日			登録番号				
処理事由	対象自動車	年号	年	月	日	運支	車種	記号	番号
		課税額		減免額		減免後の額			
自動車取得税		円		円		円			
自動車税		円		円		円			
申請代理人	屋号又は氏名			電話番号					

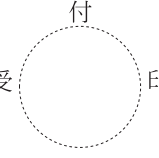
- 備考 1 この申請書は正副2通を提出することとし、申請書を提出する際に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等及び運転免許証を提示すること。
- 2 運転する者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該事実を証明する住民票の謄本を正本に添付すること。
- 3 運転する者が身体障害者等を介護する者である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める機関の長が発行する証明書を正本に添付すること。
- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を有する者 市町村長
  - (2) 戦傷病者手帳を有する者 健康福祉部地域福祉国保課長
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳を有する者 保健所の長
- 4 印の欄は、記載しないこと。
- 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第102号の12様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の14、第87条の3 関係)

付  受 印		処 理 事 項								
年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長)	住 所	〒 -								
	フリガナ									
	氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕	印								
	電 話 番 号	( )								
構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車に係る 自動車取得税 減免申請書 自動車税										
車体の形状	車いす移動車      身体障害者輸送車      入浴車									
使用目的										
構造の明細										
特定の個人が 利用する場合	住 所	〒 -								
	フリガナ 氏 名		生年月日							
	申請者との続柄									
	添付書類等									
	規則第82条の14第 4項又は第87条の 3第4項の該当の 有無									
不特定者が 利用する場合	添付書類等									
減 免 事 由		対 象 自 動 車	登 録 ( 取 得 ) 年 月 日			登 録 番 号				
処 理 事 由				年	月	日	運支	車種	記号	番 号
課 税 年 度		項 目		課 税 額			減免申請額			
		自 動 車 取 得 税		円			円			
年 度		自 動 車 税		円			円			
申 請 代 理 人		屋号又は氏名				電話番号				

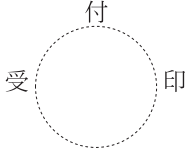
- 備考 1 この申請書は、正副2通提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第102号の13様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の14関係)

受  印 年 月 日 自動車税事務所長様		住 所 ( 所 在 地 )		処 理 事 項	
		氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕		⑩	
		この申請書について応答する係氏名		電話番号	
身体障害者等のための構造変更をした 自動車に係る自動車取得税減免申請書					
自 動 車 の 状 況	登録番号		登録年月日 年 月 日		
	車名 年式		用途 区分 自家用 営業用		
	乗車定員		定置場		
	使用目的			特又変 別は更 仕構の 様造明	
減 免 申 請 の 理 由					
減 免 申 請 内 訳	課 税 年 度				
	課 税 標 準 額		円		
	減 免 に 相 当 す る 課 税 標 準 額		円		
	減 免 申 請 額		円		

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の14様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の15、87条の4 関係)

付  年 月 日 自動車税事務所長様		住 所 ( 所 在 地 )		処 理 事 項	
		氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]		⑩	
		この申請書について応 答する係氏名		電話番号	
公益等による 年度自動車取得税 減免申請書 自 動 車 税					
自      動      車	登 録 番 号				
	種 類				
	車 名				
	乗車定員又は最 大積載量	人 ト ン			
	主たる定置場				
	取 得 年 月 日	年 月 日			
減 申 請 額	自 動 車 取 得 税				円
	自 動 車 税				円
減 け す 免 よ る 理 由 を 受 と 由					

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の15様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の18関係)

付  受 印 年 月 日 県税事務所長様		住所 (所在地)		処理事項	
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		電話番号	
		この申請書について応答する係氏名		電話番号	
軽油引取税課税免除承認申請書 ( 年 月分)					
課税済軽油の数量	引 取 年 月 日	引取数量 (リットル)	出荷場所・出荷油槽所		
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
流 通 経 路	商 流				物 流
	1	元・製・輸	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	ア	1 ア
	2	元・特・販	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	イ	2
	3	元・特・販	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	ウ	3
	4	元・特・販	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	エ	4
	5	元・特・販	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	オ	5
	6	元・特・販	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	カ	6
	現実の納入先	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号			
課税の状況	当該軽油に係る軽油引取税の特別徴収義務者等	住所 (所在地) 氏名 (名称)			
	上記特別徴収義務者等が軽油引取税を申告した (申告する) 県税事務所等	都 道 府 県 県 税 事 務 所 等 申告 (予定) 年月	年 月 日	申告 (予定)	年 月 日
最終物流に係る状況	納入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	現実の納入地				
	納入数量				
	出荷油槽所				
	出荷番号等				
	配送手配者				
	配送した者 (連絡先)				
ローリー車番					
運転手氏名					

- 備考 1 この申請書は、軽油引取税納入申告書中「法第144条の5第2号の規定によつて課税免除される軽油の数量(二)」欄に該当する軽油について作成し、当該申告書に添付して県税事務所長に提出すること。
- 2 同月中に複数の流通経路による軽油の引取り等があつた場合は、それぞれの経路ごとに申請書を作成すること。
- 3 「出荷場所・出荷油槽所」欄には、軽油の積出しが行われた製油所、油槽所等の名称等を記載すること。
- 4 「商流」欄には、現実の納入地に至るまでの商取引上の流通の順に、それぞれ必要な事項を記載すること。なお、同欄中「元」とは元売業者を、「製」とは元売業者及び特約業者以外の石油製造者を、「輸」とは元売業者及び特約業者以外の石油輸入者を、「特」とは特約業者を、「販」とは石油製品販売業者を、それぞれ示しており、該当するものを で囲むこと。
- 5 「物流」欄には、「商流」欄に記載した元売業者等のうち現実の軽油の納入を受けたものについて、現実の納入地に至るまでの流通の順に、同欄に掲げる記号を記載すること。
- 6 流通経路のすべてをこの様式に記載することができない場合は、別紙として添付すること。
- 7 「最終物流に係る状況」については、「現実の納入地」への納入に係る物流について、その納入年月日ごとに現実の納入地、納入数量、出荷油槽所、出荷番号等、配送手配者氏名、実際に配送した者の名前及び連絡先、配送したタンクローリーの車番並びに運転手氏名を記載すること。また、当該最終物流に係る納品書等又はその写しを添付すること。
- 8 特別徴収義務者等（「課税の状況」欄に記載された者をいう。）が発行した課税済軽油であることを証する書類の原本を添付すること。なお、原本が添付できない場合は、その写し及び軽油引取税が課税された後の流通経路を示す一連の納品書又は請求書（個別の納品状況が確認できるものに限る。）の写しを添付すること。
- 9 印の欄は、記載しないこと。
- 10 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第102号の16様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の20関係)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長様		処理事項		課税番号	
		特別徴収義務者		住 所 ( 所 在 地 ) フ リ ガ ナ 氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]	
		この申請書について応答する 係氏名		電話番号	
軽油引取税特別徴収義務者登録 ( 変更 ) 申請書					
元売業者	所在地				
	名称				
事務所又は事業所	所在地				
	名称		( 電話番号 )		
特別徴収義務者として指定された日		年 月 日			
登録 ( 変更 ) の理由		1 事務所又は事業所の営業の開始 2 事務所又は事業所の営業の開始後の特別徴収義務者としての指定 3 引渡しに係る軽油の県内への納入 4 登録事項の変更 ( 年 月 日の変更 )			
摘要					
登録証票	交付年月日	年 月 日	交付枚数	枚	受領者氏名

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には登録 ( 変更 ) を必要とする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 「事務所又は事業所」欄には、条例第 7 条第 2 項第 11 号に規定する課税地となるべき事務所又は事業所の所在地、名称及び電話番号を記載すること。
- 3 「登録 ( 変更 ) の理由」欄の 1 若しくは 2 に該当する場合又は別紙 1 に係る登録事項の変更の申請をする場合には、別紙 1 を添付すること。
- 4 「登録 ( 変更 ) の理由」欄の 3 に該当する場合又は別紙 2 に係る登録事項の変更の申請をする場合には、別紙 2 を添付すること。
- 5 印の欄は、記載しないこと。

## (別紙1) (用紙日本工業規格A4)

事務所又は事業所の明細書				
所在地	名称 (電話番号)	代表者氏名	経営開始年月日	軽油の貯蔵 設備の有無
	( )		年 月 日	有 ・ 無
	( )		年 月 日	有 ・ 無
	( )		年 月 日	有 ・ 無
	( )		年 月 日	有 ・ 無
摘 要				

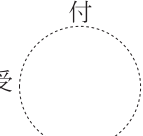
備考 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要を記載した書類を添付すること。

## (別紙2) (用紙日本工業規格A4)

軽油の納入地等明細書		
軽油の納入地	軽油の納入を受ける者	
	住所又は所在地	氏名又は名称



第102号の17様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の20関係)

受  印 年 月 日 県税事務所長様		住 所 (所 在 地)		処 理 事 項	
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕		⑩	
		この申請書について応 答する係氏名		電話番号	
軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書					
登 録 番 号		第 号			
登 録 年 月 日		年 月 日			
元 売 ・ 特 約 の 別					
申 請 の 理 由					
摘 要					

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。



第102号の19様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の21関係)

軽油引取税に係る免税軽油使用者証・免税証返納命令書

住 所  
(所在地)

年 月 日

氏 名 様  
(名称)

岐阜県 県税事務所長 印

地方税法第144条の21第4項及び条例第71条の14第4項の規定により、下記のとおり免税軽油使用者証・免税証の返納を命じます。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住所又は事務所若しくは事業所所在地						
免税軽油使用者証番号					業種	
免 税 証	交付年月日	用途	種類	記号・番号	枚数	数量
			紙券	~	枚	紙
				~		
				~		
				~		
返 納 期 限			年 月 日			
返納を命ずる理由						

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第102号の20様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の22関係)

受 <span style="font-size: 2em; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">付 印</span>				処理事項	免税經由使用者証番号	
		年 月 日 県税事務所長様		免税軽油使用者 住 所 ( 所 在 地 ) 氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]	⑩	
		この申告書について応答する 係氏名		電話番号		
軽油引取税に係る 免税軽油使用者証 返納申告書 ・ 免 税 証						
返 納 す る 証 票	区 分	記号及び番号	枚 数	免税証に記載された軽油の数量		
	免税軽油使用者証		枚		リットル	
	免 税 証	リットル券				
		リットル券				
		リットル券				
		リットル券				
計						
返 納 す る 理 由						
返 納 理 由 発 生 年 月 日		年 月 日				
摘 要						

備考 印の欄は、記載しないこと。

第102号の21様式 (用紙日本工業規格 A 4 ) (第82条の24関係)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長様		登録 特別 徴収者	住 所 地 ( 所 在 地 )		処 理 事 項	課 税 番 号
			氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]			
		この申請書について応答する係氏名		電 話 番 号		
軽油引取税徴収猶予申請書 ( 年 月分)						
事 務 所 業 又 は 所	所 在 地					
	名 称					
納入申告書に記載された 納入すべき税額						円
同上のうち納入期限まで に受けとることのできな かつた金額						円
徴収猶予を受けようとする 税額						円
徴収猶予を受けようとする 期間		年 月 日から 年 月 日まで				
納 入 方 法 ( 2 箇月以内)						
回 数	1		2		計	
納 入 年 月 日	年 月 日		年 月 日			
税 額	円		円		円	
提 供 す る 担 保	別添担保提供書のとおり					

- 備考 1 この申請書には、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の22様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の26関係)

受 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">○</span> 付 年 月 日 県税事務所長様						登 義 録 特 特 務 別 徴 収 者		住 所 ( 所 在 地 ) 氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]		処 理 事 項 課 税 番 号	
この申告書 (申請書) について 応答する係氏名						電 話 番 号					
軽油の返還があつた旨の申告書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">軽油の返還に基づく軽 油引取税還付申請書</span>											
事 務 所 業 又 は 所		所 在 地									
名 称											
販売契約の解除に係 る軽油の引取りの行 われた		販売契約の解除があ つた		販売契約の解除に伴 い軽油の返還があつ た		返 還 が あ つ た 軽 油 に 対 応 する 軽 油 引 取 税 額		左 の うち 納 入 済 の 税 額		還 付 を 受 け たい 税 額	
年 月 日	数 量	年 月 日	理 由	年 月 日	数 量						
. .	㍗	. .		. .	㍗	円		円		円	
. .		. .		. .							
. .		. .		. .							
. .		. .		. .							
. .		. .		. .							
計		/	/	/							
還 付 を 受 け る 場 合 の 振 込 先 等		金 融 機 関 名									
口 座 番 号		当 座 普 通									

備考 1 軽油の返還があつた旨の申告書は、正副2通を提出すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の23様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の27関係)

受 付 印 年 月 日 県税事務所長様		登義 録特 務別 徴収者		住 所 ( 所 在 地 ) 氏 名 [ 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 ]		処理事項	課税番号
		この申請書について応答する係 氏名		電話番号			
軽油を免税用途に供したことに伴う 軽油引取税納入免除 (還付) 申請書							
事 務 所 業 又 は 所	所 在 地						
	名 称						
区 分	免税軽油使用者 氏 名 (名称)		免税用途に供した 年月日 軽油の数量		納入の免除 (還付) を受けたい税額		摘 要
	軽油引取税が未納入 であるもの		. . リットル		円		
軽油引取税が納入済 であるもの		. .					
還付を受ける場合の 振込先等		金 融 機 関 名					
		口 座 番 号		当 座 普 通			

- 備考 1 軽油引取税の納入の免除の申請書は、正副2通を提出すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。

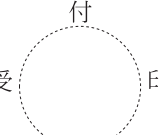
第102号の24様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の28関係)

受 <span style="font-size: 2em; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">付 印</span>				処理事項	免税經由使用者証番号
年 月 日 県税事務所長様		免税軽油使用者	住 所 (所 在 地)		
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕			⑩
		この申請書について応答する係氏名		電話番号	
軽油を免税用途に供したことに伴う軽油引取税免税承認申請書					
免税証の交付を申請した 軽油の数量		リットル		左のうち交付を受けた免税証に係る軽油の数量	
				リットル	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した			左の軽油の引取りを行った免税取扱特別徴収義務者の事務所又は事業所		免税用途に供する必要が生じた理由
年月日	数量	軽油引取税額	所在地	名称	
. .	リットル	円			
. .					
. .					
. .					
計			/	/	/

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には申請事項についての事実を証明する書類を添付すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。

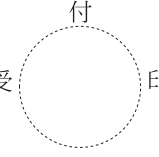


第102号の25様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の29関係)

受  印 年 月 日 県税事務所長様		登 録 者 特 別 納 税 者 義 ( 徴 収 者 ) 住 所 在 地 ( 所 在 地 ) 氏 名 [ 法 人 に あ つ て は そ の 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ]	処 理 事 項		課 税 番 号
			この 請 求 書 に つ い て 応 答 す る 係 氏 名		電 話 番 号
軽油引取税に係る更正の請求書					
事 務 所 業 又 は 所	所 在 地				
	名 称				
区 分		課 税 標 準 量	税 率	税 額	申 告 又 は 更 正 ( 決 定 ) 年 月 日
年 月 分	更 正 前	リットル		円	. .
	更 正 後				/
年 月 分	更 正 前				. .
	更 正 後				/
年 月 分	更 正 前				. .
	更 正 後				/
計	更 正 前				/
	更 正 後				/
地 方 税 法 第 20 条 の 9 の 3 の 規 定 に よ る 更 正 の 請 求 を す る 理 由					

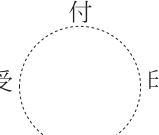
備考 1 この請求書は、正副2通を提出することとし、正本には更正の請求をする理由を証明する書類を添付すること。  
 2 印の欄は、記載しないこと。

第102号の26様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の30関係)

付  受 印		処理事項	
年 月 日 県税事務所長様	住 所 (所 在 地)		
	氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕	⑩	
	この申請書について応 答する係氏名	電話番号	
自動車用炭化水素油譲渡証等用紙交付申請書			
燃料炭化水素油譲渡承認番号		第 号	
所 要 数 量			
整 理 事 項			
交 付 年 月 日		年 月 日	
交 付 数 量 及 び 番 号		( から まで)	
摘 要			
用 紙 受 領 者 名		⑩	

備考 印の欄は、記載しないこと。

第102号の27様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第82条の30関係)

付  受 印  年 月 日 県税事務所長様		処理事項		
		住 所 (所 在 地)		
		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕	⑩	
		この返納書について応 答する係氏名	電話番号	
自動車用炭化水素油譲渡証等用紙返納書				
返納数量及び番号				
摘 要				

備考 印の欄は、記載しないこと。

第百四号様式及び第百四号の二様式を次のように改める。  
第104号様式 削除

第百四号の三様式から第百四号の十三様式までを削る。

第百六号様式を次のように改める。

第106号様式 削除

第百六号の三様式から第百六号の七様式までを次のように改める。

第106号の3様式から第106号の7様式まで 削除

第百二十三号様式から第百四十三号様式までを次のように改める。

第123号様式から第143号様式まで 削除

第百四十三号の二様式及び同様式備考第四号中「~~第123号の3~~」を「~~第123号の3~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 新規則の様式については、平成二十二年三月三十一日までの間は、改正前の岐阜県税条例施行規則の様式に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

総 務 部  
出 納 事 務 局  
各 県 税 事 務 所  
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第七節 削除

第八節 自動車税（第百二十六条 第百三十六条）」

第七節 自動車取

得税（第百十条 第百十九条）

引取税（第百二十条 第百二十五条の十五）」

（第百二十六条 第百三十六条）」

二条 第百七十一条）

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第一条第三項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同条第四項中「第二章第八節（第百三十四条を除く。）及び第三章第一節」を「第二章第七節及び第八節（第百三十四条を除く。）」に改め、同条第五項中「第二章第一節の三及び第一節の四並びに第三章第二節」を「並びに第二章第一節の三、第一節の四及び第七節の二」に改め、同条第六項中「第二章第十一節及び第三章第二節中ゴルフ場利用税又は軽油引取税」を「第二章第七節の二及び第十一節中軽油引取税又はゴルフ場利用税」に改める。

第十六条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第二十六条及び第二十七条（見出しを含む。）中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第五十六条第一項中「第八十五条の五第一項（規則第九十六条の三）」を「第八十二条の二第一項（規則第八十五条の二）」に改め、同条第二項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め、同条第三項中「第八十五条の六第一項ただし書（規則第九十六条の三）」を「第八十二条の三第一項ただし書（規則第八十五条の二）」に改める。

第五十七条第三項第一号中、「第四十二項若しくは第四十三項」を「若しくは第四十四項から第四十七項まで、第七十二條の二十四の十第三項若しくは第七項」に改め、同項第五号中、「第三百二十七條の十第五項、第三百二十七條の十一第一項」を「第六十九條第五項、第七十條第一項」に、「第六百九十九條の十四第七項（法第六百九十九條の十五第二項）」を「第二百二十五條第七項（法第二百二十六條第二項）」に改め、同項第六号中、「第二百五十二條の二第二項若しくは第三項、第二百五十三條第二項又は第五百四十四條」を「第七十一條の十九第一項若しくは第三項、第七十一條の二十第二項又は第七十一條の二十一」に改める。

第六十八條第一項中、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第八十五條第二項中、「第五十三條第四十九項」を「第五十三條第五十二項」に改める。

第九十一條に次の一項を加える。

6 県税事務所長は、規則第五十六條の二に規定する仮装経理法人税割額の還付の請求書又は第六十三條の二に規定する仮装経理事業税額の還付の請求書の提出があつた場合において、請求の理由がないと認めるときは、当該請求書により還付をしない旨の決議をしなければならない。

第九十三條に次の一項を加える。

3 法第五十三條第四十四項又は第七十二條の二十四の十第七項の規定による請求の理由がない旨の通知は、その旨を第九十一條第六項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

第九十五條第一項第一号中、「第五十三條第四十八項」を「第五十三條第五十二項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(証紙代金収納計器始動票札の管理簿)

第一百十條 規則第八十二條に規定する始動票札の管理は、別記第二百二十四号様式による証紙代金収納計器始動票札管理簿によらなければならない。

2 証紙代金収納計器の取扱い等については、別に定めるところによらなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予)

第一百十一條 第十三條第一項から第四項までの規定は、条例第六十九條第二項又は第四

項の規定による自動車取得税の徴収猶予及びその取消しについて準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除)

第一百十二條 自動車税事務所長は、規則第八十二條の八第一項の規定により納税義務の免除申請書の提出があつたときは、当該申請書により納税義務の免除について決議しなければならない。

2 規則第八十二條の八第二項の規定による納税義務の免除の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の納付義務の免除)

第一百十三條 前條の規定は、規則第八十二條の九の規定による自動車取得税の納付義務の免除について準用する。

(自動車取得税の課税についての調査)

第一百十四條 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書又は修正申告書（以下この節において「申告書」という。）の提出があつた場合において必要と認めるとき、自動車取得税の申告書の提出がないとき、自動車取得税に係る更正の請求書の提出があつたときその他必要があると認めるときは、自動車の取得価額その他必要な事項を調査しなければならない。

(自動車取得税に係る更正若しくは決定又は加算金の決定)

第一百十五條 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額又は税額が前條の規定により調査したところと異なるときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出がないときは、前條の規定により調査したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。

3 自動車税事務所長は、前二項の規定により更正又は決定をした後において、その課税標準額又は税額が前條の規定により調査したところと異なることを発見したときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

4 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第二百二十五号様式による自動車取得税更正・決定等決議書により行わなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第二百二十六号様式による明細表を添付しなければならない。

5 自動車税事務所長は、自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定をするときは、別記第二百二十五号様式による自動車取得税更正・決定等決議書により決議しなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第

二百二十六号様式による明細表を添付しなければならない。

6 自動車税事務所長は、規則第七十九条の規定により自動車取得税に係る更正の請求書の提出があつた場合において、更正をすべき理由がないと認めるときは、当該請求書により更正をしない旨の決議をしなければならない。

(自動車取得税の更正又は決定の通知書等)

第百十六条 規則第十一条の規定による自動車取得税の更正又は決定の通知書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して作成しなければならない。

一 自動車取得税の更正・決定(加算金決定)等通知書 別記第二百二十七号様式

二 自動車取得税の加算金決定等通知書 別記第二百二十八号様式

2 法第二十条の九の三第三項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その旨を前条第六項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

(自動車取得税の申告是認)

第百十七条 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額及び税額が第百十四条の規定により調査したところと異ならないときは、別記第二百二十九号様式による申告是認調査により申告是認の整理をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の規定により申告是認の整理をしたときは、当該申告書の余白に必要事項を記載しなければならない。

(自動車取得税の減免)

第百十八条 自動車税事務所長は、規則第八十二条の十四第一項第一号から第五号までに掲げる者から同条第九項の規定により自動車取得税の減免の申請書の提出があつたときは、条例第七十一条第四項の規定により提示された身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に別記第二百三十号様式による減免申請済印を押印しなければならない。

2 自動車税事務所長は、規則第八十二条の十一第三項、第八十二条の十二第二項、第八十二条の十四第九項又は第八十二条の十五第二項の規定により自動車取得税の減免の申請書の提出があつたときは、当該申請書によつて減免について決議しなければならない。

3 規則第八十二条の十一第四項(規則第八十二条の十二第三項、第八十二条の十四第十一項又は第八十二条の十五第三項において準用する場合を含む。)に規定する通知

は、その旨を第一項の申請書の副本に記載してしなければならない。

(自動車取得税申告書の整理)

第百十九条 自動車税事務所長は、自動車取得税申告書を申告日ごとに整理しなければならない。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者の調査)

第百二十条 県税事務所長は、条例第七十一条の九第一項の規定により指定された軽油引取税の特別徴収義務者について、条例第七十一条の十一第二項各号に規定する事項その他必要な事項を調査しなければならない。

(軽油引取税の保全担保)

第百二十一条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、法第百四十四条の二十に規定する軽油引取税に係る徴収金の保全担保について準用する。

(仮特约業者の指定の通知書等)

第百二十二条 規則第八十二条の十六第一項の規定による軽油引取税の仮特约業者の指定をした旨又は指定を認めない旨の通知は、別記第二百三十一号様式による通知書により行わなければならない。

2 規則第八十二条の十六第二項の規定による軽油引取税の仮特约業者の指定の取消しをした旨の通知は、別記第二百三十二号様式による通知書により行わなければならない。

(特约業者の指定の通知書等)

第百二十三条 法施行規則第八条の三十五に規定する知事が指定する金額及び期間について保証を行うことを証する文書は、規則第三十三号様式を準用する。

2 規則第八十二条の十七第一項の規定による軽油引取税の特约業者の指定をした旨又は指定を認めない旨の通知は、別記第二百三十三号様式による通知書により行わなければならない。

3 規則第八十二条の十七第二項の規定による軽油引取税の特约業者の指定の取消しをした旨の通知は、別記第二百三十四号様式による通知書により行わなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第百二十四条 県税事務所長は、条例第七十一条の十一第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録申請書の提出があつたときは、第百二十条第一項の規定によ

る調査に基づき、当該申請書により登録の決議をしなければならない。条例第七十一条の十一第四項の規定による登録の変更の申請があつたときも、同様とする。

2 条例第七十一条の十一第三項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録をした旨の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載してしなければならない。

3 県税事務所長は、第一項の規定により登録の決議をした場合において、法施行規則第八条の二十八に規定する登録の証票（以下この条において「登録証票」という。）を当該特別徴収義務者に交付したときは、その旨を同項の登録決議書に記載して整理しなければならない。条例第七十一条の十三の規定により再交付の申請があつた場合において登録証票を再交付したときも、同様とする。

4 県税事務所長は、登録証票の受払簿を備え、次の各号に掲げる場合に該当するときには、登録証票の受払いの状況を記載して整理しなければならない。

一 知事から登録証票の送付を受けたとき。

二 法第四百四十四条の十六第一項の規定により登録証票を交付したとき。

三 条例第七十一条の十三の規定による再交付の申請があつた場合において登録証票を再交付したとき。

5 県税事務所長は、次の各号に掲げる登録証票については、速やかに廃棄の処分をし、その旨を第一項の登録決議書に記載して整理しなければならない。

一 法第四百四十四条の十六第四項の規定により返された登録証票

二 条例第七十一条の十二第三項の規定により没収した登録証票

6 県税事務所長は、規則第八十二条の二十第二項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消除の申請があつた場合において当該登録特別徴収義務者（条例第七十一条の十一第三項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項において同じ。）の登録の消除をしたときは、その旨を当該申請書の副本に記載して当該申請者に通知しなければならない。

7 条例第七十一条の十一第七項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消除をした旨の通知（前項の規定により登録特別徴収義務者の登録の消除をした旨の通知をした場合を除く。）は、別記第二百三十五号様式による通知書により行わなければならない。

（軽油引取税の納税者の調査）

第二百二十五条 県税事務所長は、条例第七十一条の八第一項ただし書の規定により申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）について、条例第七十

一条の十一第二項各号に規定する事項に準ずる事項その他必要な事項を調査しなければならない。

（免税軽油使用者証の交付等）

第二百二十五条の二 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第一項の規定により免税軽油使用者証の交付申請書の提出があつたときは、当該申請書により免税軽油使用者証の交付について決議するとともに、当該使用者証を申請者に交付しなければならない。

2 前項の規定は、施行令第四十三条の十五第五項の規定により免税軽油使用者証の書換えの申請があつた場合について準用する。

3 県税事務所長は、別記第二百三十六号様式による交付簿を備え、前二項の規定による免税軽油使用者証の交付及び書換えの状況を記載して整理しなければならない。

（免税証の交付等）

第二百二十五条の三 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第七項の規定により免税証の交付申請書の提出があつたときは、当該申請書により免税証の交付について決議するとともに、必要とする免税証を当該申請者に交付しなければならない。この場合においては、提示された免税軽油使用者証に必要事項を記載しなければならない。

2 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第十三項の規定による届出書の提出があつたときは、当該届出書の写しに受付印を押し、これを当該免税軽油使用者に交付するとともに、当該届出書にその旨を記載しなければならない。

3 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第十七項の規定により関係都道府県知事に通知書を送付したときは、その旨を同項の規定による免税証交付申請書に記載しなければならない。

4 県税事務所長は、第一項の規定により免税証を交付した者について、必要があると認めるときは、免税軽油の引取数量、消費数量その他必要な事項を調査しなければならない。

5 県税事務所長は、第一項の規定により免税証を交付したとき、又は条例第七十一条の十五第九項において準用する条例第七十一条の十四第五項後段の規定により免税証の返納があつたときは、別記第二百三十六号様式による交付簿により整理しなければならない。

6 県税事務所長は、免税証用紙の受払簿を備え、次の各号に掲げる場合に該当するときは、免税証用紙の受払いの状況を記載して整理しなければならない。

一 知事から免税証用紙の交付を受けたとき。

二 条例第七十一条の第十四項の規定により免税証を交付したとき。

(免税証の不正受給等による軽油の引取りに対する軽油引取税の賦課決定)

第二百二十五条の四 県税事務所長は、法第四百四十四条の二十二第四項（法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定により、普通徴収の例により徴収する軽油引取税の賦課決定をするときは、別記第二百三十七号様式による賦課決定決議書により決議しなければならない。

(普通徴収に係る軽油引取税の納税通知書)

第二百二十五条の五 規則第十条第一項の規定による軽油引取税の納税通知書は、別記第二百三十八号様式のとおり調整して作成しなければならない。

(軽油引取税の申告書の提出があつた場合の処理)

第二百二十五条の六 県税事務所長は、条例第七十一条の第十四項の規定により、免税証を添付した軽油引取税の納入申告書の提出があつたときは、当該免税証の交付印を抹消し、特別徴収義務者ごとに別記第二百三十八号の二様式による使用済免税証整理票を付して整理しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予)

第二百二十五条の七 第十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、条例第七十一条の十八第一項の規定による軽油引取税の徴収猶予及び法第四百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条の三第一項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

2 前項の場合における法第十五条第四項の規定による徴収猶予の通知は、別記第二百三十八号の三様式による通知書により行わなければならない。

3 第十七条の規定は、条例第七十一条の十八第一項後段の規定により担保を徴する場

合について準用する。

(徴収不能額等の納入義務の免除)

第二百二十五条の八 県税事務所長は、条例第七十一条の十九第二項の規定により軽油引取税額納入義務の免除の申請書の提出があつたときは、当該申請書により納入義務の免除について決議しなければならない。

2 法第四百四十四条の三十第三項の規定による納入義務を免除すべき金額の決定又は免除をしない旨の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載してしなければならない。

(軽油を返還した場合及び引取後において免税用途に供した場合の措置)

第二百二十五条の九 県税事務所長は、条例第七十一条の二十第一項の規定により軽油の

返還があつた旨の申告書の提出があつたときは、当該申告書により納入義務の免除について決議しなければならない。

2 規則第八十二条の二十六第二項の規定による納入義務を免除すべき数量の決定又は免除をしない旨の通知は、その旨を前項の申告書の副本に記載してしなければならない。

3 前二項の規定は、条例第七十一条の二十一の規定による納入の免除について準用する。

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認)

第二百二十五条の十 県税事務所長は、条例第七十一条の二十二第一項の規定により免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことに付いての承認申請書の提出があつたときは、当該申請書により承認について決議しなければならない。

(軽油引取税の課税標準量等の調査)

第二百二十五条の十一 県税事務所長は、軽油引取税の納入申告書又は納付申告書（以下この節において「申告書」という。）の提出があつた場合において必要と認めるとき、軽油引取税の申告書の提出がないとき、軽油引取税に係る更正の請求書の提出があつたとき、その他必要と認めるときは、特別徴収義務者又は納税者の軽油引取税の課税標準量となる軽油の引渡数量その他必要な事項を調査しなければならない。

(軽油引取税に係る更正又は決定)

第二百二十五条の十二 県税事務所長は、軽油引取税の申告書の提出があつた場合において、その課税標準量又は税額が前条の規定により調査したところと異なるときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

2 県税事務所長は、軽油引取税の申告書の提出がないときは、前条の規定により調査したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。

3 県税事務所長は、第一項の規定による更正又は前項の規定による決定をした後において、その課税標準量又は税額が前条の規定により調査したところと異なることを発見したときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

4 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第二百三十八号の四様式による軽油引取税更正・決定等決議書により行わなければならない。

5 県税事務所長は、規則第八十二条の二十九の規定により軽油引取税に係る更正の請求書の提出があつた場合において、更正すべき理由がないと認めるときは、当該請求書により更正をしない旨の決議をしなければならない。



(軽油引取税に係る加算金の決定)

第二百二十五条の十三 県税事務所長は、軽油引取税の過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の決議を前条の規定による更正又は決定の決議と同時にする場合において、同条第四項に規定する更正、決定等決議書により決議しなければならない。ただし、期限後申告に係る不申告加算金の決定の決議は、別記第二百三十八号の五様式による不申告加算金決定等決議書により行わなければならない。

(軽油引取税に係る更正又は決定の通知書等)

第二百二十五条の十四 規則第十一条の規定による軽油引取税の更正又は決定の通知書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して作成しなければならない。

- 一 軽油引取税更正・決定・加算金決定等通知書 別記第二百三十八号の六様式
- 二 軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等通知書 別記第二百三十八号の七様式

2 法第二十条の九の三第三項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その旨を第二百二十五条の十二第五項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

(軽油引取税の申告書等の整理)

第二百二十五条の十五 県税事務所長は、軽油引取税に係る次の書類を特別徴収義務者又は納税者ごとに編集して整理しなければならない。

- 一 軽油引取税の申告書
- 二 軽油引取税の更正・決定等決議書
- 三 その他必要と認める書類

2 県税事務所長は、次に掲げる書類を免税軽油使用者ごとに編集して整理しなければならない。

- 一 免税軽油使用者証交付申請書
- 二 免税証交付申請書及び施行令第四十三条の十五第十三項の規定による届出書
- 三 条例第七十一条の二十二第一項の規定による承認申請書
- 四 第二百二十五条の四の規定による軽油引取税賦課決定決議書
- 五 その他必要と認める書類

第二百二十八条第三項及び第四項中「別記第二百四十三号の二様式」を「別記第二百一十六号様式」に改める。

第二百二十九条及び第三百十条を次のように改める。

第二百二十九条及び第三百十条 削除

第三百一十一条第三項中「別記第二百四十三号の二様式」を「別記第二百一十六号様式」に改める。

第三百三十五条を次のように改める。

(自動車税の減免)

第三百三十五条 第八十八条の規定は、規則第八十七条第二項、第八十七条の二第二項、第八十七条の三第六項又は第八十七条の四第二項の規定により自動車税減免申請書の提出があつた場合について準用する。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第六十二条から第九十一条まで 削除

第十三号様式

徴収猶予(徴収猶予取消)  
換価猶予(換価猶予取消)  
決議書

第十三条第一項、第十三条第五項、第十四条第一項、第三項及び第五項、第八十八条の二第二項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第一項、第九十条の三第一項、第一百一条、第一百六十三條、第一百八十二條第一項並びに附則第三項

第十三号の二様式  
徴収猶予(換価猶予)(期間延長)通知書

第十三条第二項及び第五項、第十四条第二項及び第五項、第八十八條の二第一項、第八十八條の三第一項、

別記様式目次中

第八十八條の三第一項、

<p>「第十三号様式 徴収猶予（徴収猶予取消） （換価猶予（換価猶予取消） 決議書</p> <p>第十三条第一項、 第三項及び第五 項、第十四条第一 項、第三項及び第 五項、第八十八條 の二第一項、第八 十八條の三第一 項、第八十九條の 二第一項、第八十 九條の三第一項、 第一百一条、第二十 一条、第二百二十五 條の七第一項並び に附則第三項</p> <p>第二十</p>	<p>第十四号様式 徴収猶予（換価猶予）取消通 知書</p> <p>第十三条第四項及 び第五項、第十四 条第四項及び第五 項、第八十八條の 二第一項、第八十 八條の三第一項、 第八十九條の二第 一項、第八十九條 の三第一項、第百 六十三條並びに第 百八十二條第一項</p> <p>第八十九條の二第 一項、第八十九條 の三第一項、第百 一条、第百六十三 條並びに附則第三 項</p> <p>第十三条第四項及 び第五項、第十四 条第四項及び第五 項、第八十八條の 二第一項、第八十 八條の三第一項、 第八十九條の二第 一項、第八十九條 の三第一項、第百 六十三條並びに第 百八十二條第一項</p> <p>第二十</p>
<p>四号様式 担保（増担保）提供（変更） 命令決議書</p> <p>第十七条第一項、 第二十一条第一 項、第二十二条第 二項、第八十八條 の二第二項、第八 十八條の三第二 項、第八十九條の 二第二項、第二十 一条並びに第百 二十五條の七第一 項</p> <p>「第二十四号様式 命 担</p>	<p>第十三号の二様 式 徴収猶予（換価猶予）（期間 延長）通知書</p> <p>第十三条第二項及 び第五項、第十四 条第二項及び第五 項、第八十八條の 二第一項、第八十 八條の三第一項、 第八十九條の二第 一項、第八十九條 の三第一項、第百 一条、第百十一条 並びに附則第三項 及び第十三条第四 項及び第五項、第 十四條第四項及び 第五項、第八十八 條の二第一項、第 八十八條の二第一 項、第八十九條の 三第一項、第百一 一条、第百十一条 並びに附則第三項</p> <p>第十三条第四項及 び第五項、第十四 条第四項及び第五 項、第八十八條の 二第一項、第八十 八條の三第一項、 第八十九條の二第 一項、第八十九條 の三第一項、第百 六十三條並びに第 百八十二條第一項</p> <p>第二十</p>



第二百五条の七  
第三項

自動車取得税徴収 第二十七条第三項 「第三十九号の二 自動車取得税・自動車税徴収(引受)書 及び第四項 様式 関係書類等引継(引受)書  
自動車取得税課税 第二十七条第四項 を 第三十九号の三 自動車取得税・自動車税課地異動通知書  
様式

「第二十七号第三項 「第二百二十四号 削除  
及び第四項 様式から第二百

税 第二十七号第四項 に、 三十八号様式ま  
で

「第二百二十四号 証紙代金収納計器始動票札管 第一百十条第一項  
様式 理簿

第二百二十五号 自動車取得税更正・決定等決 第一百五條第四項  
様式 議書 及び第五項

第二百二十六号 自動車取得税・自動車税賦課 第一百五條第四項  
様式 等明細表 及び第五項、第百二十八條第三項及

第二百二十七号 自動車取得税更正・決定(加 百三十一條第三項  
算金決定)等通知書 第一百十六條第一項

第二百二十八号 自動車取得税加算金決定等通 第一百十六條第一項  
様式 知書

第二百二十九号 自動車取得税申告是認調書 第一百七條第一項  
様式

第二百三十号様 自動車取得税・自動車税減免 第一百十八條第一項  
式 申請済印 及び第百三十五條

第二百三十一号 軽油引取税仮特约業者指定 第百二十二條第一  
様式 (申請却下)通知書 項

第二百三十二号 軽油引取税仮特约業者指定取 第百二十二條第二  
様式 消通知書 項

第二百三十三号 軽油引取税特约業者指定(申 第百二十三條第二  
請却下)通知書 項

第二百三十四号 軽油引取税特约業者指定取消 第百二十三條第三  
通知書 項

第二百三十五号 軽油引取税特別徴収義務者登 第百二十四條第七  
録消除通知書 項

第二百三十六号 免税証交付簿 第百二十五條の二  
様式 第三項及び第百一十五條の三五項

第二百三十七号 軽油引取税賦課決定決議書 第百二十五條の四  
様式

第二百三十八号 軽油引取税納税通知書 第百二十五條の五  
様式

第二百三十八号 軽油引取税使用済免税証整理 第百二十五條の六  
の二様式 票

第二百三十八号 軽油引取税徴収猶予通知書 第百二十五條の七  
の三様式 第二項

第二百三十八号 軽油引取税更正・決定等決議 第百二十五條の十  
の四様式 書 第二項及び第百二十五條の十三

第二百三十八号 軽油引取税の期限後申告に係 第百二十五條の十  
の五様式 三

第二百三十八号 軽油引取税更正・決定・加算 第百二十五條の十  
の六様式 金決定等通知書 四第一項

第二百三十八号 軽油引取税の期限後申告に係 第百二十五條の十  
の七様式 不申告加算金決定等通知書 四第一項

「第二百四十三号 自動車税・自動車取得税賦課 第百二十八條第三  
の二様式 等明細表 項及び第四項、第百三十一條第三項

並びに第百六十七 第百三十一條第三項 を「第百  
条第四項及び第五 条第四項及び第五

の二様













第225号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第115条関係)

所 長	総務課長	課税課長	担当総括	担 当	主 任	起案	年 月 日
						決裁	年 月 日

自動車取得税更正・決定等決議書

[本 税]

申告事由		今 回		累 計			
		件 数	税 額	件 数		税 額	
増 額 調 定 分	自 動 車	随時申告					
		修正申告					
		更正					
		決定					
		小計					
調 定 分	軽 自 動 車	随時申告					
		修正申告					
		更正					
		決定					
		小計					
合計							
減 額 調 定 分	自 動 車	更正					
		減免					
		その他					
		小計					
調 定 分	軽 自 動 車	更正					
		減免					
		その他					
		小計					
合計							
総合計 ( )							

[加算金]

	今 回						累 計					
	不申告加算金		過少申告加算金		重加算金		不申告加算金		過少申告加算金		重加算金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
増 額 調 定 分												
減 額 調 定 分												
合 計												

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。



(表面)

自動車取得税更正・決定 (加算金決定) 等通知書

年 月 日

住所 (所在地)  
氏名 (名称)

様

自動車取得税について、地方税法第129条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしたので通知します。  
この通知に基づき不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によって納めてください。

区分	確定額	既確定額	差引増減額	登録番号		登録年月日			
				納付すべき額	納付すべき額				
課税標準額	千円	千円	千円	過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	計算の基礎となる税額	率	確定額	既確定額	差引増減額
税率				不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円	円
税額	円	円	円	重加算金					
通知納期限				加算金計					
摘要	納付すべき額								

(裏面)

1 延滞金の計算方法

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。) に年14.6パーセント (この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント (これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算します (その全額が1,000円未満であるときは100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)) (不服申立て)

2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

3 処分の取消しの訴え

前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

自動車取得税加算金決定等通知書

年 月 日

住所 (所在地)  
氏名 (名 称)

様

岐阜県自動車税事務所長 印  
自動車取得税について、地方税法第132条及び第133条の規定により、次のとおり加算金の決定を  
しましたので通知します。  
この通知書に基づくと加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納  
めてください。

登 録 番 号

登 録 年 月 日

区 分	確 定 額		既 確 定 額		差引納付すべき 金 額	加 算 金 の 計 算 基 礎
	税 額 円	率	税 額 円	率		
過 少 申 告 加 算 金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円		円	申 告 等 区 分  申 告
不 申 告 加 算 金 (通常対象分) (加重対象分)						申 告 等 年 月 日
重 加 算 金						税 額 限
摘 要						通 知 納 期 限

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の法違を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第229号様式 (用紙日本工業規格A4) (第117条関係)

所長	課長	担当総括	担当	主任	起案	・
					決裁	・
自動車取得税申告是認調査						
登録番号						
住所(所在地)						
氏名(名称)						
課税年度	年度					
申告年月日	年 月 日					
外 件						

備考 1 調査書を添付すること。  
2 申告区分別に作成すること。

第230号様式 (用紙日本工業規格A4) (第118条、第135条関係)

自動車取得税 減免申請済印  
自動車税

自動車取得税減免申請済 自動車税		22ニリマートル
登録(車両)番号	年 月 日申請	22ニリマートル
自動車取得税	年 月 日申請	
自動車税	年 月 日申請	
50ニリマートル		

第231号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第122条関係)

軽油引取税仮特約業者指定 (申請却下) 通知書

第 年 月 日 号

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定をします。  
指定の申請を却下

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称)	
指 定 番 号	第 号
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで 〔ただし、あなたが地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、この仮特約業者の指定は、効力を失います。〕
却 下 の 理 由	

第232号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第122条関係)

軽油引取税仮特約業者指定取消通知書

第 年 月 日 号

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の8第3項の規定により仮特約業者の指定を取り消します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称)	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 取 消 し の 適 用 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	



第233号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第123条関係)

軽油引取税特約業者指定 (申請却下) 通知書

第 年 月 日 号

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定をします。  
指定の申請を却下

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称)	
指 定 番 号	第 号
指 定 の 適 用 年 月 日	年 月 日
却 下 の 理 由	

第234号様式 (用紙日本工業規格A4) (第123条関係)

## 軽油引取税特約業者指定取消通知書

第 年 月 日 号

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

## 第 3 項

次のとおり地方税法第144条の9第5項本文の規定により、特約業者の指定を取り消します。

## 第6項後段

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称)	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 取 消 し の 適 用 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

第235号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第124条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

第 年 月 日 号

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を消除しましたので、岐阜県税条例第71条の11第7項の規定により通知します。

住 所 (所在地)	
氏 名 (名称)	
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
元売・特約の別	
登録消除年月日	年 月 日
登録消除の理由	岐阜県税条例第71条の11第5項 " 第71条の11第6項第1号 " 第71条の11第6項第2号

第236号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第125条の2、第125条の3関係)

(表 面)

免 税 証 交 付 簿

		整理番号		免税軽油使用者証番号		
免 税 用 軽 油 者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)					
	業 種				電話番号	
使 交 付 年 者 月 証 日	交付・更新 ・再交付	年 月 日	交付・更新 ・再交付	年 月 日	交付・更新 ・再交付	年 月 日
		. .		. .		. .
		. .		. .		. .
免 税 機 械						
記載年月日	機械、車両又は設備の名称	型 式	軸馬力	摘 要		
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						
. .						

備考 免税機械の書換えがあつた場合は、摘要欄に書換えの年月日及び理由を記載すること。

(裏 面)

免 税 証 交 付 状 況

交 付 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
交 付 数 量	交 付	リットル	リットル	リットル	リットル
	返 納	リットル	リットル	リットル	リットル
有 効 期 間	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	
受 領 者 氏 名 印					
交 付 年 月 日					

受 領 者 氏 名 印					
交 付 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
交 付 数 量	交 付	リットル	リットル	リットル	リットル
	返 納	リットル	リットル	リットル	リットル
有 効 期 間	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	・ ・から ・ ・まで	
受 領 者 氏 名 印					

## 第237号様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の4関係)

所 長	総務課長	課税課長	担当総括	担 当	主 任	起案	年 月 日
						決裁	年 月 日
						通知	年 月 日

## 軽油引取税賦課決定決議書

課税番号		事業者コード	
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地		
	氏名又は 名 称		
課 税 標 準 量	( )		
税 率	(円)		
税 額	(円)		
指 定 納 期 限			
摘 要			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第238号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第125条の 5 関係)

年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

## 軽油引取税納税通知書

軽油引取税について、地方税法第144条の22第4項、第144条の25第5項及び岐阜県税条例第71条の8第2項の規定により次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

課税番号		事業者コード	
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地		
	氏名又は 名称		
課税標準量			(%)
税率			(円)
税額			(円)
納期限		年 月 日	
納付場所		下記をご覧ください。	

(納付場所)

1 納付場所は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) 岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 (納期限内に納付される場合に限る。)

(延滞金)

2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。) に年14.6パーセント (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント (当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 (その全額が1,000円未満であるとき又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。) を加算して納めてください。

(督促)

3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。

(滞納処分)

4 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法の規定の例によつて滞納処分をすることがあります。

(不服申立て)

5 この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百三十八号様式の次に次の六様式を加える。





第238号の3様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の7関係)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

## 軽油引取税徴収猶予通知書

軽油引取税について、地方税法第144条の29第2項及び岐阜県税条例第71条の18第1項の規定により次のとおり徴収猶予をいたしましたので、通知します。

課 税 番 号	
年 月	年 月

徴 収 猶 予 期 間	徴収猶予額 (円)
摘 要 1 上記期間内に納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので、ご注意ください。 2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

## 第238号の4様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の12、第125条の13関係)

所 長	総務課長	課税課長	担当総括	担 当	主 任	起案	年 月 日
						決裁	年 月 日
						通知	年 月 日

## 軽油引取税更正・決定等決議書

年 月		課税番号		事業者コード	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名 称				
区 分	課税標準量( )	税率(円)	確定額(円)	既確定額(円)	増減額(円)
本 税					
区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既確定額(円)	増減額(円)
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重 加 算 金					
通知納期限		年 月 日	納付(入)すべき額 + + +		円
更正決定の理由					
摘 要					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

## 第238号の5様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の13関係)

所 長	総務課長	課税課長	担当総括	担 当	主 任	起案	年 月 日
						決裁	年 月 日
						通知	年 月 日

## 軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等決議書

年 月		申告期限	年 月 日	申告年月日	年 月 日
課 税 番 号		事業者コード			
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名 称				
区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)		
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
通知納期限	年 月 日	納 付 す べ き 額		円	
加算金決定の理由	地方税法第144条の47の規定による。				
摘 要					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第238号の6様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の14関係)

(表面)

様

年 月 日

岐阜県 県税事務所長 印

軽油引取税更正・決定 (加算金決定) 等通知書

軽油引取税について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書 (納付書) によつて納めてください。

年 月		課税番号		事業者コード	
特別徴収義務者 又は納税者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名称				
区 分	課税標準( )	税率(円)	確定額(円)	既確定額(円)	増減額(円)
本 税					
区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既確定額(円)	増減額(円)
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重 加 算 金					
通知納期限	年 月 日		納入 (付) すべき額 + + +		円
更正・決定の理由					

(裏面)

(延滞金の計算方法)

1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。) に年14.6パーセント (この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年7.3パーセント (これらの期間のうち平成12年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合) ) の割合を乗じて計算します (その全額が1,000円未満であるとき又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)

(不服申立て)

2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第238号の7様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の14関係)

年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

## 軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等通知書

軽油引取税について、次のとおり不申告加算金の決定をしましたので通知します。  
この通知に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。

年 月		申告期限	年 月 日	申告年月日	年 月 日
課税番号		事業者コード			
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名称				
区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)		
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
通知納期限	年 月 日	納付すべき額		円	

加算金決定の理由 地方税法第144条の47の規定による。

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第一二四十三号の二様式を次のように改める。  
第243号の2様式 削除

別記第一二四十四号様式を次のように改める。

第244号様式 削除

別記第一二四十七号様式その一中

納 期 限	
納付番号 確認番号 摘要	納付区分

を

納期限	
クレジット 納付番号 摘要	課税年度 確認番号 通知書番号

に改める。

別記第一二四十九号様式を次のように改める。

第249号様式 削除

別記第一二七十六号様式から第一二九十八号様式までを次のように改める。

第276号様式から第298号様式まで 削除

別記第一二九十八号の五様式中「附則第16条の3」を「附則第16条」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

平成二十一年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社